

第 26 回大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会 議事概要

1 日 時 平成 30 年 9 月 25 日（火）午前 10 時～午前 10 時 50 分

2 場 所 本場 業務管理棟 3 階会議室 A B

3 出席者

（委 員）加藤委員、植田委員、中島委員、吉川委員、橋爪委員、真部委員、牛山委員、金子委員、木本委員、田中委員、今井委員、古家委員
（以上 12 名）

（本 市）田端中央卸売市場長、中野企画運営担当部長、栗本総務担当課長、更家企画担当課長、西田本場長、得能東部市場長、天辰食品衛生検査所担当係長、西東部市場食品衛生検査所長
（以上 8 名）

4 議 題

卸売市場法改正について
その他

5 議事録

（司会）

皆様、おはようございます。

ただいまから、第 26 回大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会を開催いたします。委員の皆様方には、公私何かと御多用のところ、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私、本日の司会をつとめます、中央卸売市場担当係長の岡田でございます。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

本日は、省エネルギー行動の推進のため「エコスタイル」の軽装とさせていただいておりますので、御理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

お配りしています、「次第」の下にある「関係法令抜粋」の資料を御覧下さい。

本協議会は、卸売市場法第 13 条に基づき、大阪市中央卸売市場業務条例第 64 条で設置し、市場の業務の運営及び施設の整備等に関する事項や業務条例の変更に関する事項について調査審議を頂くことになっております。

現在の委員は、お配りしています「次第」の次にあります「名簿」のとおり 17 名で構成しており、現時点で 12 名、半数以上の御出席を頂いておりますので、業務条例施行規則第 96 条に基づき成立いたしておりますことをご報告申しあげます。

また、本協議会は、大阪市の「審議会の設置及び運営に関する指針」に基づき、会議は公開にて行うこととなっており、資料、会議録等については、ホームページなどにより公開する

ことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

傍聴の皆様には、受付でお渡ししました、傍聴要領に従い、円滑な協議会の運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

本日お配りしております資料は、「次第」、「委員名簿」、「配席図」、「関係法令抜粋」並びに「(資料1)～(資料8)までの事務局説明資料」となっております。

それでは、本日御出席の委員の皆様を、名簿順にご紹介させていただきます。

大阪商業大学 総合経営学部 教授 加藤委員でございます。

大果大阪青果株式会社 代表取締役会長 植田委員でございます。

大阪中央青果株式会社 代表取締役社長 中島委員でございます。

東果大阪株式会社 代表取締役社長 吉川委員でございます。

株式会社うおいち 代表取締役社長 橋爪委員でございます。

株式会社大水 代表取締役社長 真部委員でございます。

大阪本場青果卸売協同組合 理事長 牛山委員でございます。

大阪東部市場青果卸売協同組合 理事長 金子委員でございます。

大阪市水産物卸協同組合 理事長 木本委員でございます。

大阪市東部水産物卸協同組合 理事長 田中委員でございます。

大阪青果物商業協同組合 理事長 今井委員でございます。

大阪市水産物商業協同組合 理事長 古家委員でございます。

なお、大阪市会都市経済委員会 委員長の 福田委員、大阪市立大学大学院生活科学研究科 准教授の 上田委員、和歌山大学観光学部 学部長の 藤田委員、弁護士の 本間委員、関西市場駐在協議会 会長の 岩崎委員におかれましては、御欠席の連絡を頂戴しておりますことをお伝えいたします。

続きまして大阪市側の出席者を紹介させていただきます。

中央卸売市場長の田端でございます。

企画運営担当部長の中野でございます。

総務担当課長の栗本でございます。

企画担当課長の更家でございます。

本場長の西田でございます。

東部市場長の得能でございます。

健康局中央卸売市場食品衛生検査所担当係長の天辰でございます。

同じく東部市場食品衛生検査所長の西でございます。

大阪市を代表いたしまして中央卸売市場長の田端よりごあいさつを申し上げます。

(田端中央卸売市場長)

中央卸売市場長の田端でございます。

委員の皆様におかれましては、本日、大変お忙しい中、この運営協議会に御出席を賜りま

して、ありがとうございます。また、平素から卸売市場の運営をはじめ、大阪市政の各般において、温かく御理解、御支援いただいておりますことに、高い場からではございますが、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

今年は、6月の大阪北部の大きな地震、また6月から7月にかけての西日本の豪雨、直近では9月4日の台風21号と、大きな自然災害が頻発している状況でございます。こういう状況の中においても、大阪市或いは大阪圏域に生鮮食料品を絶えることなく、この間、安定的に供給いただけてまいりましたことは、卸、仲卸の皆様を始め市場関係者の事業者の皆様の、御尽力の賜物と敬意を表する次第でございます。また、こういう非常時におきましても全国各地の産地から多種多様な品目を大量に集荷して、市場の中で迅速に値決めをして、消費者の台所にしっかりと届けていただいているという、卸売市場の持つ機能を改めて目の当たりにさせていただいたと思っております。

被災地の日も早い復興、また、被災された方々の御回復を心から祈念申し上げます。そして市場におきましても、台風等の影響で、まだ十分に設備が戻っていない所もございます。我々といたしまして、全力で復興、復旧に取り組んでまいりますので今しばらくの御理解の程、よろしく願い申し上げます。

さて、先ほど司会からございましたように、この運営協議会は条例に基づく、市長の諮問機関という位置付けになっておりまして、市場の運営等に関して御審議いただく、大変重要な位置付けの審議会となっております。また、お手元の名簿にございますように、委員の構成も卸、仲卸、小売り、産地の代表という構成になってございますので、是非とも改正法の対応についてのいろいろな御審議について、この運営協議会にお願いいたしたいと思っております。

大阪市の中央市場はあの時の法改正でより一層発展したと30年後、50年後に評価いただけるよう、我々も改正法に対応する業務規程或いは条例の改正を行ってまいりたい、そういう思いで取り組んでまいりたいと思っております。

今年、また来年にかけて、この運営協議会を複数回、開催させていただくことになるかと存じますけれども、こういう位置付けの審議会でございますので、何卒、御理解いただきまますよう引き続きよろしくお願い申し上げます。

改めて、皆様の御協力、御理解をお願いいたしまして開催にあたっての御挨拶といたします。本日は、ありがとうございます。

(司会)

それでは、議事に入らせていただく前に「会長の選出」をさせていただきたいと存じます。

「会長の選出」でございますが、現在の委員は、平成29年8月1日より御就任頂いており、このメンバーで開催する初めての協議会となりますので、業務条例施行規則第95条に基づきまして、委員の皆様の互選により、会長の選出をお願いしたいと存じます。

会長の選出についてでございますが、委員の皆様から御意見をいただきたいと存じます。

御意見はございませんでしょうか。

(牛山委員)

加藤委員にお願いしてはどうでしょうか。

(司会)

ただいま、牛山委員より、加藤委員にお願いしてはどうですかという御意見がございましたが、他に御意見はございませんか。

特に御意見がないようでございますので、加藤委員にお願いすることとさせていただきます。

それでは、加藤委員に会長をお願いしたいと存じます。

これより、業務条例施行規則第 95 条に基づきまして、議事の進行を加藤会長をお願いいたします。加藤会長、どうぞよろしくお願いいたします。

(加藤会長)

おはようございます。今日は他の学識経験者という方がいらっしゃらなくて、私一人ということも、私が会長に御推薦いただいた理由かと思っております。

私は大学の教員をしております、担当が商業論です。卸売商業とか小売商業の方を担当しておりますが、卸売市場についての講義は、初めから 2 回目ぐらいで行います。卸売市場の役割を理解してもらうためには、卸売市場法が出来た経緯を説明した方が良く考えまして、まず当時の状況を説明します。皆様も御存知のように、大正 7 年、所謂、米騒動というのがありました。大阪は当時、都市化と言いますか、産業化と言いますか、地方からどんどん労働者の方が来られて、それまで周辺の野菜供給をしていた田畑が工場や住宅地に変わっていきました。食料品に対する需給関係のバランスが崩れたところに、第一次世界大戦があり、非常にインフレになっていき、米を始めとして物価がどんどん高騰していきました。そのインフレの元凶として批判されたのが、所謂、卸売商業資本でした。というのも、産地で買い叩き、消費地で売惜しみをすることで、暴利を貪っていた卸売商業資本が、物価高騰を招いていると考えられたからです。このインフレを何とか食い止めるためには、卸売商業資本の活動に歯止めをかける必要があります、そのために制定されたのが卸売市場法だったわけです。それに先立って大阪市は公設小売市場というのを作りまして、物価が上がってくる時に、公設で販売される価格を下げるというような施策、それと同時にそこで売られている商品の価格を新聞に公表することで物価を下げようとするわけです。けれども、抜本的に価格を下げようとする、食料品の供給自体を確保しなければならないということで、広域から安定的に食料品を供給する仕組みとして卸売市場が出来てくるわけです。そういう経緯から、授業では「卸売市場」というのは日本が作った近代の傑作だと言っています。なぜ傑作かと言うと、海外まで行って卸売市場の制度について色々な情報を収集しながらも、従来買取を委託に変えるという日本独自のやり方を採用したからです。つまり、卸売商業資本の問題を

安く買って高く売りつけることが出来る買取りにあると考え、これは委託に変え、さらに「受託拒否の禁止」の原則の下で供給されたものは全量を上場するという事で、卸売商業資本が価格を操作できる余地をなくしたからです。所謂、経済学の教科書にいう需要と供給のバランスによって公正な価格が形成されることを文字通り実現しようとしたのが卸売市場だったということです。

話が長くなり恐縮ですが、そういう理念と言うか、理想に燃えて法律が出来ました。ただ、その後、皆様も御存知のとおり、環境が大きく変わります。大規模化する産地、大規模化する小売業、この中で当初の理念と言いますか、需給関係のみを反映して公正な価格を決めていくという卸売市場の機能が、なかなか実態に合わなくなって、それでどんどん改正を繰り返していくということになりました。今回の改正では、国は従来の規制を取っ払って、自由な競争に任せたらいいという方針を打ち出しているわけですが、当然のことながら、卸売市場が果たすべき役割ということがあるわけですから、どこを変えて、どこを変えてはいけないかということを、是非、今回の議論では皆様の御意見を頂戴しながら、議事を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

先ほどの市場長のご挨拶にもありましたように、本日の議題は「卸売市場法の改正について」ということです。

今回の法改正は、卸売市場法が制定されて以来の大きな改正であり、特にその他の取引ルールのある方については市場の運営に大きく関わることとなりますので、多様な御意見を頂戴したいということで進行を務めさせていただきます。それでは、早速、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(中野企画運営担当部長)

企画運営担当部長の中野でございます。

私のほうからお手元の資料に沿って「卸売市場法改正について」ご説明させていただきます。

(資料1)をご覧ください。

まずは、卸売市場法の改正の経過についてご説明させていただきます。

平成28年11月に有識者の提言を受けて政府が定めた「農業競争力強化プログラム」におきまして、「卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する」という方針が打ち出され、大幅に見直しされました改正法案が国会に提出され可決成立し、本年6月22日に公布されました。

施行期日につきましては、2年後の平成32年6月に施行される予定となっております。

なお、法改正を受けた政省令案や農林水産大臣が定める卸売市場に関する基本方針(案)につきましては、現在、農林水産省におきましてパブリックコメントが今年28日までの予定で実施されており、10月頃に正式に策定される予定でございます。

主な改正項目は下段の表に整理しております。

中央卸売市場は、これまで国の認可のもと地方公共団体のみが開設できましたが、改正法では、要件を満たして国が認定すれば民間でも開設できることとなっております。

また、卸・仲卸業者の業務許可については、法に定めがなくなっております。

現行法に定める取引ルールのうち、一部は共通の取引ルールとして引き続き法に規定されますが、一方で改正法に規定されなかった取引ルールは、その他の取引ルールとして、開設者が関係者の意見を聴くなど公正な手続きを踏んだうえで、定めることができるとされております。

引き続き法に規定される共通ルールとしましては、差別的取扱い、受託拒否の禁止などがございます。改正法に規定されないその他ルールには、卸売業者の仲卸業者以外への販売を原則禁止する「第三者販売の禁止」、仲卸業者の卸売業者以外からの買い入れを原則禁止する「直荷引きの禁止」、卸売業者の市場内にある生鮮食料品等以外の卸売を原則禁止する「商物一致の原則」などがございます。

(資料 2) につきましては、ただ今御説明申し上げました改正内容の概要を農林水産省が公表している資料です。

その資料の 2 ページをご覧ください。

Ⅱ 法律の概要の 1 の (1) にあります法第一条 (目的) ですが、卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていると明記され、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定め、そして、適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することとされております。

そして (2) 法第 3 条では、農林水産大臣が①から③に定める事項を内容とする「卸売市場に関する基本方針」を定めるとしております。この内容につきましては後程詳しく説明させていただきます。

(3) では卸売市場の認定等に関して記載されており、3 ページの (4) では開設者への支援措置が記載されております。

続きまして (資料 3) ですが、改正後の卸売市場法の全条文でございます。

ご参考にしていただき、説明は省かせていただきます。

(資料 4) 及び (資料 5) につきましては、農林水産省が提示しております卸売市場に関する基本方針 (案) と卸売市場法の改正に伴う政省令案 (骨子) についてで、先ほど申し上げましたとおり、現在、農林水産省においてパブリックコメントが実施されているところでございます。

(資料 4) をご覧ください。

卸売市場に関する基本方針 (案) について、ご説明いたします。

基本方針 (案) には、法律や政省令に書ききれなかったことを記載していると農林水産省から説明がございました。

基本方針には、法に定める事項が3つ掲げられております。

第1は、「卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項」、第2は2ページの中ほどの四角囲みに記載しておりますが、「卸売市場の施設に関する基本的な事項」、第3は3ページ下ほどの四角囲みで記載しております、「その他卸売市場に関する重要事項」でございます。

1ページに戻っていただき最初に、第1の「1 卸売市場の位置付け」でございます。

ここでは、先ほどご説明させていただきました改正卸売市場法第1条の目的にありました卸売市場の役割や、適正かつ健全な運営を確保すること等に関しまして、さらに詳細に定めております。

卸売市場の有する調整機能や卸・仲卸業者の機能が、初めて法律に基づく文書に明文化され、これらの機能が果されることにより「食品等の流通の核」としての役割を果たすことが期待されるということを書いてございます。

さらに中ほどには、「新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現することが求められる。」とも記載されております。

その下の行には、「公正な取引の場として、公正かつ安定的に業務運営を行い、取引の透明性を高めることにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。」としております。

次に、「2 卸売市場におけるその他のルールの設定」でございますが、その他の取引ルールが例示列举されており、「ア 商物分離」、「イ 第三者販売」、「ウ 直荷引き」、「エ 自己買受け」などが記載されております。

ページの下方には、開設者は、その他の取引ルールを定める場合には、取引参加者の意見を偏りなく十分に聴き、今後の事業展開に関する新しいアイデア等を共有するほか、取扱品目ごとの実情に応じて卸売市場の活性化を図る観点から、ルール設定を行うとされています。

続きまして2ページの「3 卸売市場における指導監督」には、2つの項目が掲げられており、「(1) 開設者による指導監督」として、取引参加者への指導及び助言、是正の求め等の措置を講ずることや、卸売業者の財務の状況を定期的に確認することとされております。

また、「(2) 国及び都道府県による指導監督」では、国や都道府県は毎年、開設者から卸売市場の運営状況や卸売業者等の業務状況を報告させて把握することとされており、開設者への報告徴収及び立入検査を行い、指導、助言、措置命令や、重大な法令違反等があった場合の開設者への認定取消により、卸売市場における公正な取引を確保するとして、国が引き続き開設者を通して卸売市場の運営や卸売業者の業務に関与していくこととしております。

次に、「第2 卸売市場の施設に関する基本的な事項」についてでございます。

「1 卸売市場の施設整備の在り方」については、卸売市場は円滑な取引に必要な規模及び機能を確保することや、卸・仲卸業者等の保有するいわゆる場外指定保管場所の位置づけを定めております。

その上で、各卸売市場ごとの取引実態に応じて、その下から記載されております(1)から(5)までのような、事業展開が期待されております。

「(1) 流通の効率化」では円滑に搬出入を行えるトラックバースや一括して選果等を行う

選別施設の整備、また、物流拠点となる卸売市場に集約して輸送した後に他の卸売市場へと転送するなど、他の卸売市場と連携した流通の効率化への取り組みということが期待されております。

「(2) 品質管理及び衛生管理の高度化」ではコールドチェーンの確保や HACCP など高度な衛生管理に資する施設整備への取り組みについて記載されております。

「(3) 情報通信技術その他の技術の利用」では、「温度管理状況」、「在庫状況」、「出荷・発注状況」などをリアルタイムで把握するなどの効率的な商品管理等への取り組みについて記載されております。

「(4) 国内外の需要への対応」では、国内の需要に対応する加工施設、小分け施設、パッケージ施設の整備や、海外の需要に対応する施設整備への取り組みについて記載されております。

「(5) 関連施設との有機的な連携」では、関係者間の調整を行ったうえで卸売市場外で取引される食品等を含めた効率的な輸送や、加工食品の製造などの関連施設整備への取り組みについて記載されております。

このような 5 つの事業展開が期待されているということで、中央卸売市場だけでなく地方卸売市場に期待されている内容も多く記載されておるところでございます。

次に、「2 国による支援」といたしまして卸売市場の施設整備には、現行法と同様、予算の範囲内で整備費用の 10 分の 4 以内を補助するとされておるところでございます。

次に、「第 3 その他卸売市場に関する重要事項」についてでございます。

まず、「1 災害時等の対応」といたしまして、開設者、卸・仲卸事業者は事業継続計画（BCP）の策定等に努めることや、「2 食文化の維持及び発信」では、多種多様な食材の供給や食文化の維持及び発展に努めることということが記載されているところでございます。

「3 人材育成及び働き方改革」では、労働負担を軽減する設備の導入、休業日の確保、女性が働きやすい職場づくり等の労働環境の改善に努めることとされております。

（資料 5）をご覧ください。政省令案の骨子でございます。

政省令案につきましては、改正卸売市場法における政省令へ委任されているものが記載されており、主に事務手続き的な内容となっておりますので説明は省略させていただきます。

（資料 6）をご覧ください。

（資料 6）につきましては、本年 6 月 14 日に参議院の農林水産委員会において全会一致でなされた附帯決議でございます。今回の法改正では、大幅に見直しがなされている一方で、この附帯決議は、7 項目の初めの 1 にありますように「生鮮食料品等の安定供給等に重要な役割を果たしている卸売市場の公的機能が引き続き維持・発揮できるよう、卸売市場に対する指導・監督・検査・支援などの関与を適切に実施すること」など、卸売市場の持つ高い公共性を踏まえたものとなっております。

以上が、「卸売市場法改正の概要について」の説明でございます。よろしくお願ひいたします。

(加藤会長)

ありがとうございました。

それでは御質問等ございましたら頂戴したいと思いますのでよろしく申し上げます。

【質問・意見なし】

皆様、既に勉強済みということでご理解いただいたと理解させていただきます。

続きまして、今後の運営協議会の進め方について、事務局より説明よろしく申し上げます。

(中野企画運営担当部長)

それでは引き続き、御説明の方をさせていただきます。

運営協議会の今後の進め方でございますが、(資料7)(資料8)でございます。

今回の法改正の対応といたしましては、当市場におきましても、取引ルールをはじめとした市場運営に必要な事項を条例で定める必要がございます。特にその他の取引ルールに関しましては、高度な専門的知見を要するものであるものと認識しておりまして、かつ、市場での取引に参加される皆様方にも大きな影響がありますことから、基本方針案にも記載されていまして、卸売事業者・仲卸事業者だけでなく出荷者や売買参加者をはじめ取引参加者の多様な御意見等をお聞かせいただく必要がございます。

冒頭に触れさせていただきました関係法令抜粋にございますが、大阪市中心卸売市場業務条例第64条第5項では、「市長は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、協議会に専門委員を置くことができる。」とありますので、多様な御意見をお聞かせいただくために専門委員を設置し、専門委員と私ども開設者として、取引参加者の皆様の御意見をお聞かせいただきたいと思いますと考えておるところでございます。

専門委員につきましては、(資料7)にございますとおり、運営協議会委員の加藤会長と、元株式会社マルエツ常務執行取締役役員で、現在、大阪商業大学大学院後期博士課程の 東野亨様をお願いしております。

また、もう一人の方につきましては、現在、お願いさせていただいているところでございますので、まだ確定しておりません。確定次第、文書によりご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

なお、運営協議会の今後のスケジュールについてでございますが、(資料8)をご覧くださいと思います。そちらに記載しておりますとおり、平成30年10月から12月にかけて専門委員と開設者として、取引参加者の皆様のご意見をお聞かせいただいた後、ご意見をとりまとめ、開設者の考え方を加えまして、平成31年1月中を目途に次回の運営協議会を開催させていただきたいと考えております。

その審議の状況によりましては、年度内にもう一度、開催させていただくこともございま

すので、よろしくお願いいたします。

法改正に関します最終の運営協議会につきましては、本市においてパブリックコメントを実施する場合や、市会へ条例改正案の議案上程、周知期間などを勘案しますと、来年7月頃に条例改正案を運営協議会の方に提示させていただき、ご審議いただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、お忙しいと存じますが、運営協議会開催の際にはよろしくお願いいたしますと思います。

(加藤会長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの御説明について、御質問、御意見を頂戴したいと思います。

(木本委員)

専門委員について、もう一度詳しく教えていただけますか。

運営協議会との連携と言うのでしょうか。

(中野企画運営担当部長)

関係法令抜粋という資料をお手元にお配りしておりますが、御覧になっていただけますでしょうか。

その2ページになりますが、これが大阪市の業務条例になりまして、この「第7章市場運営協議会」というのがございます。その第64条の5のところです。「市長は専門事項を調査・審議させるため必要があると認める時は協議会に専門委員を置くことができる」という条文がございます。それで、今回の条例改正はかなり大きな条例改正でございますし、取引ルールも共通ルール、それからその他のルールを通していかないといけないということもございます。そういったことで、やはり専門の先生の皆様、取引参加者の御意見を広くお聞かせいただいて、大阪市の条例改正の方に繋いでいきたいというように考えております。

この審議会で開催するというのも、皆様、お忙しいと思われまますので、お集まりいただくのも難しいというように考えておりますので、そこで、この専門委員と開設者である本市と一緒に取引参加者の皆様のところに戻らせていただきまして、御意見を頂戴させていただいて、それを運営協議会の方に図らせていただくことで考えております。

(中島委員)

この資料に市長の附属機関としてとありますけど、この協議会は附属機関なのか。市長の諮問機関ではないのか。これはずっとあるのか。役所のシステムの中には。

(更家企画担当課長)

附属機関として市長に対して意見を述べるということが出来るとなっております。

(中島委員)

意見を述べなくても、附属機関としてシステムの中にずっとあるのか。

(田端市場長)

常設であって、附属機関ですけど、機能的には諮問機関となります。

それから、特に諮問事項がなくても、また、御意見としていただければ、という位置付けになっております。

(加藤会長)

専門委員は、私と私が指導している東野さんという大学院後期博士課程の学生ですが、卸売市場の現状を踏まえて今後の機能展開について研究している数少ない専門家の一人です。マイカル、マルエツ、イオンなど、ずっと小売業の畑を歩いてこられた方で、特に水産物については大変詳しい方です。大手小売業のニーズと言いますか、そういう事も踏まえて、勿論、一方的に大手のニーズに偏るという事ではなく、客観的に動向を分析できて、尚且つ、これからのあるべき卸売市場の役割を御提言いただけるのではないかなと思っています。

小売業の動向については東野さんに代表していただくという事で、もう一名は、できましたら、産地を含めて卸売市場に詳しい方をどなたかご推薦していただければというふうに事務局にはお願いしているところでございます。

特に御質問等はございませんでしょうか。

特にないようですので、この専門委員、2名ないし3名で、10月～12月にかけて、開設者と共に、皆様の所にお邪魔しまして、忌憚のない御意見を頂戴したいと思います。

非常にタイトな日程で皆様には御迷惑をお掛けするかとは思いますが、御協力の程、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは「その他」について事務局より何かありますでしょうか

(更家企画担当課長)

特にございません。

(加藤会長)

事務局からは特にないようですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(牛山委員)

小売とか卸とか、専門委員は3名と仰いましたけれども、青果と水産でもちょっと違うと思うのですが、業態毎で委員を分けた方がいいのではないかなと。やはり水産、青果。青果でも野菜、果実でも微妙に違うが、そこまでは分けなくても良いが、水産と青果の委員、小売や卸、仲卸もあるが、専門委員の3名は青果、水産とわけなくてはいけないのではないかな。その詳しい人に。

(加藤会長)

大丈夫かと聞かれている気がしないのでもないですが、専門委員というのは、基本的には皆様の御意見と言いますか、御事情をお伺いすることが役割です。

もちろん、専門委員がいたらよろしいのですが、正直言います、適任な専門委員がなかなか見つからないという事情もありまして、とにかく皆様のところすべて回らせていただく。その段階で水産も青果についても御事情についてはよく理解させていただく。もし対応の中でちょっと頼りないということがありましたら、言っていただければと思います。

(木本委員)

それは誰に言ったらいいですか。対応が悪いとなった時は。

(加藤会長)

それは私に直接言っていただいても良いですけども。

(田端市場長)

それは我々の方に御指摘いただいたら結構です。

(木本委員)

僕も牛山理事長が仰っていたとおりに、水産と青果は同じ市場でも商習慣と言うか、違いますのでね。出来たら、そうしていただいた方が議論が詰まり易いのかなと思うのですけれどもね。

(加藤会長)

出来ることであれば、それが望ましいのですけれども。非常にタイトな時間の中で専門委員を他に決めることが出来るか、推薦することが出来るかという問題もあると思うのですけれども。

(中野企画運営担当部長)

仰られるように確かに、青果、水産、流通の形態が違います。十分に我々も存じ上げてご

ございます。只今、加藤先生が仰られましたように、青果の専門家、水産の専門家だけを探してというのは、なかなか難しい点がございます。その点、我々、開設者も一緒に行って、一緒にお話を聞かせていただきますので、それぞれ、皆様の御不安というのは、我々、開設者も含めて、しっかりと受けて止めさせていただきたいと存じますので、また、何かございましたら、その際、仰っていただけましたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(加藤会長)

忌憚のない御意見を頂戴するというこゝで、私も皆様の御意見を出来るだけ内情が理解できるように準備をしまひたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは本日予定している議題については終了というこゝで、事務局へお返しします。

(司会)

加藤会長、御審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第 26 回大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会を閉会させていただきます。

今後とも委員の皆様方には大阪市中央卸売市場への一層の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

本日は、どうもありがとうございました。